

千葉市中央福祉事務所

千葉市の母子家庭施策について

－ハローワークとの連携によるきめ細かな就業支援を展開－

千葉市の母子家庭施策について

1 施策の展開

(1) 母子家庭就業・自立支援センター事業

H14. 1～

石川県小松市、広島県呉市とともにモデル事業スタート

H15. 4～

補助事業として正式スタート

(2) ひとり親家庭あんしんプラン（千葉市ひとり親家庭等自立支援計画）

H16. 8策定

(3) 母子家庭就業促進給付金事業

H17. 4～

H17実績	自立支援給付金	55件
	高等技能訓練促進費	5件

(4) 母子家庭自立支援プログラム策定事業

H17. 9～

2 センター事業の実施体制

各福祉事務所に担当の就業相談員を配置し、直営にて実施。給付金事業及びプログラム策定事業についても就業相談員が担当することで、施策の一体的な展開を図っている。

3 ハローワークとの連携

センター事業がモデル事業としてスタートしたときより、年4回ハローワークの担当者との会議を実施。また、17年度からは生活保護受給者等就労支援事業担当のコーディネーター及びナビゲーターにも参加願っている。

相談者については、センター事業連絡票をハローワーク担当者あてに発行し、相談者へのスムーズな対応を図っている。

平成14年度母子家庭就業・自立支援センター事業実績
(単位：件)

	相談件数	連絡票発行数
中央区	65	26
花見川区	60	28
稲毛区	29	19
若葉区	62	46
緑区	40	25
美浜区	42	21
市	298	165

平成15年度母子家庭就業・自立支援センター事業実績
(単位：件)

	相談件数	連絡票発行数	就業確認件数
中央区	64	31	20
花見川区	58	16	10
稲毛区	81	38	18
若葉区	107	79	19
緑区	58	34	9
美浜区	75	29	18
市	443	227	94

平成16年度母子家庭就業・自立支援センター事業実績
(単位：件)

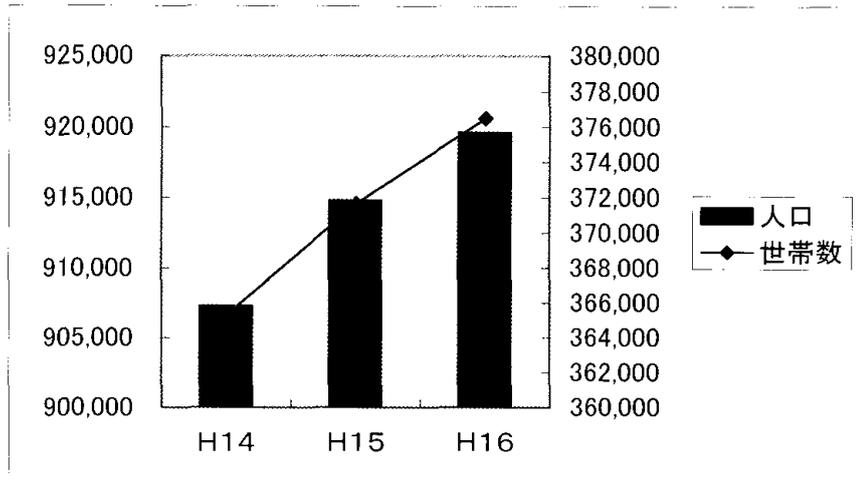
	相談件数	連絡票発行数	就業確認件数
中央区	74	30	11
花見川区	71	23	13
稲毛区	75	27	11
若葉区	98	47	22
緑区	67	33	6
美浜区	125	39	23
市	510	199	86

平成17年度母子家庭就業・自立支援センター事業実績
(単位：件)

	相談件数	連絡票発行数	就業確認件数
中央区	131	21	13
花見川区	102	40	14
稲毛区	102	26	15
若葉区	123	35	12
緑区	72	19	7
美浜区	143	43	24
市	673	184	85

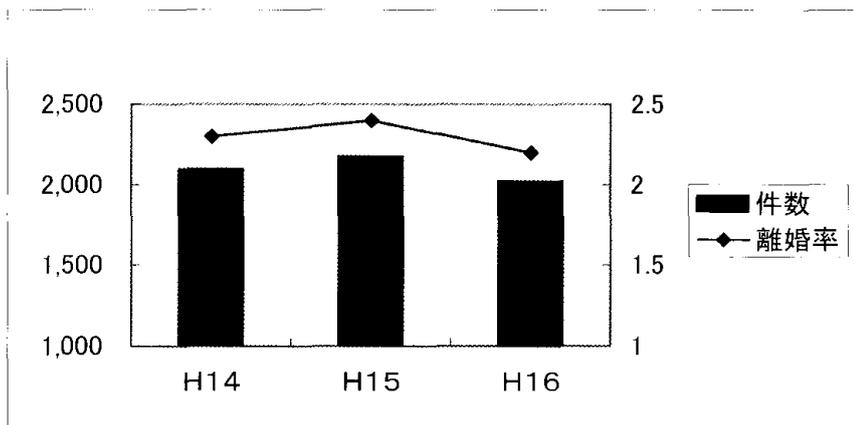
千葉市の状況

人口・世帯数の推移

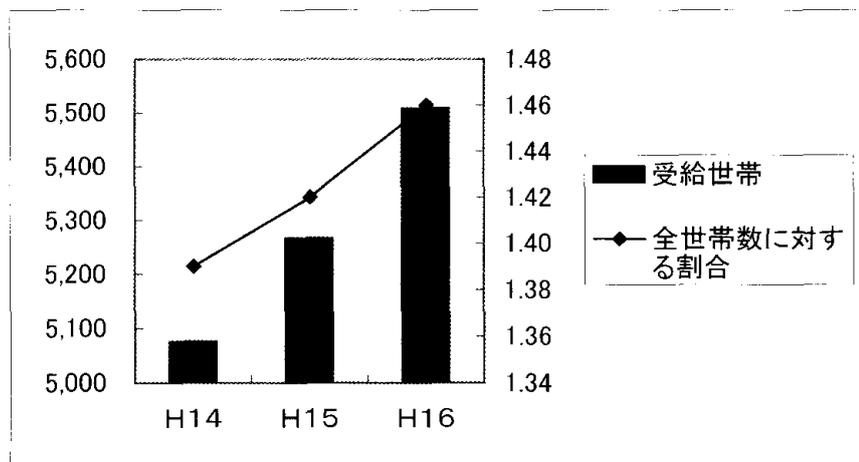


母子家庭の状況

離婚数の推移



児童扶養手当受給者数の推移



平成17年度母子自立支援プログラム策定事業における事例

(1) 対象者：33歳、子供4歳

高卒後10年デパート勤務（販売7年、事務3年）を経て、専業主婦5年。離婚。パソコンスキルはテンキー入力程度。

自宅・保育所近隣の勤務先を希望。

(2) 経過

1/6 福祉事務所来所、事業の説明・同意

ハローワークへ支援要請

1/24 ハローワーク初回面接

2/15 食品会社・営業事務（正社員）内定

ハローワークでは、毎回母子家庭であることを話さなければならなかったが、生活保護受給者等就労支援事業（以下「支援事業」）では毎回同じナビゲーターが対応するため、相互理解が得られた。

15年ぶりの再就職にむけて、ナビゲーターから履歴書の書き方や面接時の対応についての助言、自己検索では抽出できなかった求人情報や雇用状態等相談者の意向を理解した上での付加価値をつけた情報提供、提案を受けられた。

このような経過を経て、初めは職種を問わず、近隣で勤務時間と休日重視のパート勤務を希望していた対象者が、勤務地のみ限定し勤務時間・休日の条件を少し譲歩（開始時間を9時から8時、休日を土日祝から日祝）したことで情報量が拡大。その結果パートから正社員雇用が可能となった。

パソコンスキル、事務経験は評価されるレベルではなかったが、子供の保育状況を整え、ナビゲーターのバックアップにより、対象者自身の意欲が向上。また、求人側の条件を柔軟に受け止めることができたことが今回、早期就労にむすびついた。また、内定後、企業側の配慮により、4月までは、9時からの勤務を提案してくれた。

(3) プログラム策定員の所感

自己判断で応募したケースと比較すると、特に賃金重視のケースは、求人票のほかの条件、加入保険・交通費・年間休日数などゆきとどかなくなることが多く、短期間にて退職するケースが多い。しかし、支援事業により就職したケースは、同一の専任者が対象者の意向や傾向を十分に把握できることと、対象者も面接を重ねるうちに自己理解が向上し、内面の変化がみられるようになる。そのため、選択肢が拡大し、入社後のミスマッチが軽減される可能性が高い。また、対象者自身の内面の充実により仕事に対する適応力が

養われていくことが期待できる。(遠回りの転職を繰り返さなくなる)

(4) プログラム策定事業における問題点等

・初回面接日の調整など、支援事業にのせるのに時間がかかる。また、支援事業の流れにおいても、初回面接が制度説明、自己紹介等で終了してしまう。生活保護受給者とちがい、児童扶養手当受給者は至急の就労希望者が多い。

・生活保護受給者と違い、児童扶養手当受給者に個別にアプローチできない。(現在は、児童扶養手当申請時の担当職員との連携、母子自立支援員との情報共有、過去の相談者で未就労者への情報提供などの対応)

・母子家庭用の短期、託児付の公共職業訓練が極めて少ない。

・職業訓練中の生活の不安(雇用保険受給無資格者が多い)

・トライアル雇用を採用している企業が少ない。

・転職希望者の場合、昼休み等を利用し相談に来るケースがあるが、じっくりと取り組むこの事業にはなかなか賛同を得られない。むしろハローワークに母子家庭専用の窓口を望んでいる。

・意思が確立してキャリアアップのための求人情報をもとめている者、プログラム策定事業に同意してもらえない者、すぐにでも就職活動を希望する者に対しては、ハローワーク担当者宛に「母子家庭就業・自立支援センター連絡票」(以下「連絡票」)を発行し、初回の相談から専任者に対応してもらっている。

この連絡票の発行は以前より実施しているが、この事業スタート後、以前よりハローワーク側の対応がはるかにスムーズになった。また、初回面接日の制約がなく、相談者の意思でハローワークへ連絡票を持参できること、その後、来所時に同一の担当者を指名できるなど相談者のメリットがある。